

川崎市域の産業道路は沿道環境に配慮するため、
歩道寄りの車線を「**環境レーン**」とすることとしました。
大型車は**中央寄りの車線の通行**をお願いします。



歩道寄りの車線は、沿道環境に配慮する車線【環境レーン】です

大型車は、歩道寄りの車線をなるべく通行しないようご配慮願います。

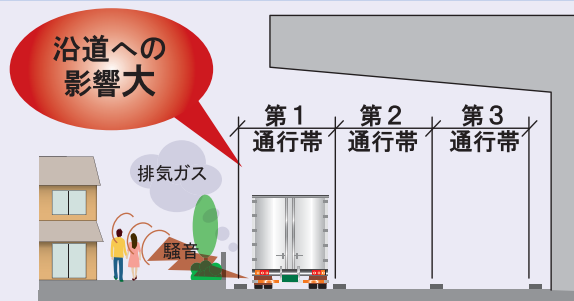
■ 対象車種 >> 大型車（中央寄りの通行をお願いします）

■ 対象区間 >> 川崎市域の産業道路（県道東京大師横浜）

川崎市南部地域の環境改善への新たな取り組みについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

産業道路に「環境レーン」を導入

大型車が中央寄りの車線を通行することで、沿道への騒音・排気ガスの影響が軽減されます。



歩道寄りの車線【第一通行帯】は、沿道環境に配慮する「環境レーン」です。大型車は中央寄り車線の通行をお願いいたします。



対象車種>> 大型車 対象区間>> 川崎市域の産業道路（県道東京大師横浜）

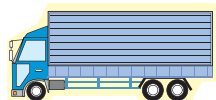


「中央寄り車線」の通行をお願いする大型車の例



▶ 大型貨物、中型貨物、大型バス、中型バス などです。

大型貨物



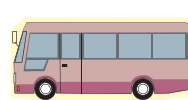
中型貨物



大型バス



中型バス

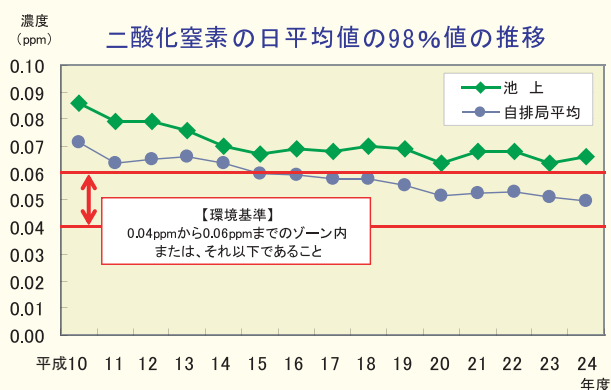


川崎市域の大気環境の状況

二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況

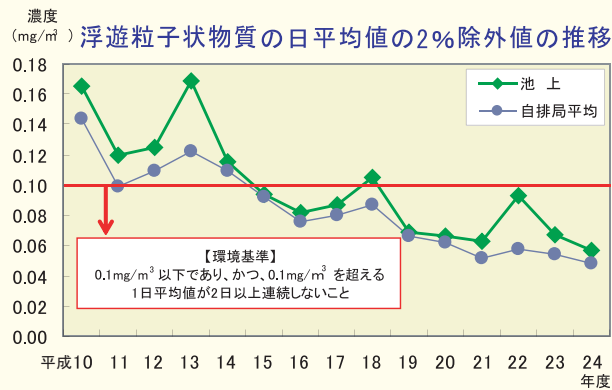
川崎市内の常時監視測定局18局のうち、浮遊粒子状物質は平成23年度以降全測定局で環境基準を達成していますが、二酸化窒素は、池上測定局*が依然として環境基準を超過している状況です。（平成24年度末現在）

二酸化窒素の日平均値の98%値の推移



※産業道路（県道東京大師横浜）の川崎臨港警察署前交差点付近

浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移



出典：川崎市環境局環境総合研究所

兵庫県では、既に始まっています

大型車は中央寄り車線の通行をお願いします



国道43号通行ルール（兵庫県域）

対象車種>>> 大型車

対象区間>>> 国道43号

（尼崎市～神戸市灘区岩屋交差点）

●夜間通行規制>>> 22時～翌6時

⇒大型貨物車は、第3通行帯（中央寄り車線）

●沿道環境に配慮した走行を啓発>>> 6時～22時

⇒大型車は、中央寄り車線を通行

⇒阪神高速5号線の利用促進 など

出典：「国道43号通行ルール（兵庫県）」に関するパンフレット
（国土交通省、兵庫県、兵庫県警、阪神高速道路(株)）

ドライバーの皆様一人ひとりの取り組みが、川崎市南部地域の環境改善につながります。

「川崎市域の沿道環境に配慮した通行」にご理解とご協力をお願いします。

2014.2